

研究ノート

看図アプローチの法学教育への活用 —「民法」授業開発のための予備的検討—

鹿内信善¹⁾・大山和寿²⁾・石田ゆき³⁾・山下雅佳実⁴⁾

SHIKANAI Nobuyoshi OHYAMA Kazutoshi ISHIDA Yuki YAMASHITA Akemi

キーワード：看図アプローチ・法学教育・民法・アクティブラーニング

1. はじめに

研究チーム誕生

「全国看図アプローチ研究会」の中に「法学教育看図アプローチ研究」チームができました。まずは、本稿の共著者になっている4名でスタートすることにしました。4名のうち大山和寿のみが法学の専門家です。他の3人はまったくの素人です。研究チームの石田ゆきは、「法学の授業づくりをする」と言われたとき「えっ、法律!? 絶対無理!!」という反応を示しました。「絶対無理!!」と言われても、石田がいなければ研究がすすみません。石田は、「全国看図アプローチ研究会」専属のアートスタッフです。石田がビジュアルテキストを制作してくれなければ看図アプローチの授業づくりは始まりません。

もうひとりの共同研究者は山下雅佳実です。山下は、無法地帯でも生き抜いていけるくらいの行動力を持っています。山下は「法律? そんな、覚えられないですよー。」という反応でした。山下はその行動力で看図アプローチの世界を大きく広げてきてくれました。今回スタートした「法学教育看図アプローチ研究」を展開していくために、山下の行動力は欠かせません。

石田も山下も看図アプローチの面白さ・楽しさは十分に理解しています。この2人に法律の面白さをわかってもらえたら、「法学教育看図アプローチ研究」は大発展間違いなしです。筆者（鹿内信善）は「やることになったらそこに面白さや楽しさを見つける」のが特技です。大山から「法学教育看図アプローチ研究」の話がきたとき鹿内は、「民法」に関する本をパッパッと調べてみました。色んな法律がありますが、最初に民法を調べたのは、大山がそれを専門分野にしていたからです。

民法や、その解説書を読み始めるとさっそく「面白い!!」という気持ちが次々とわいてきました。この面白さを、石田や山下に伝えることができたらしきとのおってきてくれるでしょう。民法の面白さに看図アプローチの面白さが加わったら、最強の授業方法が生まれてくるでしょう。

教材研究対象としての民法

民法は第1条から面白いのです。そこでさっそく、民法第1条を見ていくことにします。第1条は次のようになっています。

1) 天使大学
2) 青山学院大学
3) 日本医療大学
4) 中村学園大学短期大学部

第 1 条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

どうでしょうか。「何も面白くない」と思ったのではないのでしょうか。こういう「面白くなさ」が法律学習から人々を遠ざけている一因なのだと思います。「えっ、法律!? 絶対無理!!」と言っていた石田は、あとで次のようにも言っていました。「とにかく覚えるばかりの法律は、アクティブラーニングと対極の世界にあるから絶対無理!!」

法律に対して石田のようなイメージをもっている人は多いと思います。ところが、法律もアクティブラーニングしていけるのです。実際、上に紹介した民法第 1 条から筆者(鹿内)のアクティブラーニングが始まってしまったのです。

民法を構成する原則

民法第 1 条は 3 つの項からなっています。民法の解説書を読んでいたら、これら 3 つの項には「名前」がついているということがわかりました。それぞれ「公共の福祉の原則」「信義誠実の原則」「権利濫用禁止の原則」です。民法の解説書には、この他にもたくさんの「原則」が出てきます。「民法にはやたらに『○○の原則』が多いな」と思うほどです。民法の条文は、現在 1,000 条を越えます。第 1 条だけで 3 つも「○○の原則」があるのですから、民法全体ではどれくらいの原則があるのか気になります。たくさんありそうですから覚えるつもりにはなりません。しかし民法の専門家はどんな原則を思い出せるのか調べてみたいと思いました。

民法第 1 条の不思議

民法第 1 条の 3 原則のうち「信義誠実の原則」と「権利濫用禁止の原則」は、感覚的に意味を理解することができます。これに対して「公共の福祉の原則」の意味を筆者(鹿内)は感覚的にとら

えることができませんでした。これは筆者が法律の素人だからかもしれない、と思っていました。しかし、そうでもないらしいのです。法律の専門家たちも「公共の福祉の原則」について、よくわかっていないらしいのです。このことを知って筆者は「えー!?!」と思いました。2 回も思いました。「えー!?! 専門家でも理解できていないの!?!」「えー!?! 理解できていないものを第 1 条の 1 項にもってくるの!?!」これらの疑問は、いまだに筆者の中では解決していません。「不思議だ」という感じが残ったままです。そこで「公共の福祉の原則」の不思議な扱われ方をいくつかの文献をもとに整理してみました。

たとえば内田(2008,p.488)は、公共の福祉の原則が「直接解釈上の根拠として持ち出されることはほとんどない」としています。また大村(2007,pp.65-101)は、現行民法第 1 条に明記された 3 つの原則について解説しています。しかしそれは、2 項「信義誠実の原則」3 項「権利濫用禁止の原則」の順でなされています。民法の最初に出てくる「公共の福祉の原則」の解説は後回しになっているのです。その解説も「信義誠実の原則」「権利濫用禁止の原則」とは趣を異にしています。大村の解説の一部を次に引用しておきます。

「戦後のある時期から、新一条一項(引用者注: 公共の福祉の原則のこと)はいわば棚上げされた状態にありましたが、最近になって、新一条一項について新しい見方が示されるようになっていきます。それらは新一条一項をより積極的に位置づける考え方に立つものです。(大村 2007,p.95)」

この引用部分を読んで筆者(鹿内)は次のように理解しました。

「公共の福祉の原則」について種々議論があった。しかし、議論を重ねても「公共の福祉の原則」の意味・意義について共有できる理解に至らなかった。そのため、この議論は、しばらく棚上げされていたが、最近になって「公共の福祉の原則」をより積極的に位置づける考え方が示されるようになってきた。

ここまで整理していて、筆者（鹿内）の中にまた教材づくりにつながる好奇心がわいてきました。「専門家でも解釈が分かっているなら、初学者も自由に解釈してもいいのではないか。初学者なら『公共の福祉の原則』をどのように解釈するのか。初学者の解釈に民法の専門家はどんな反応を示すのだろうか。」こういうことを調べてみたくなりました。

「時効」概念の不思議

民法に目を通していて筆者（鹿内）がこれまでもっていた「時効」の意味がかなり揺らぎました。法学の外にいる筆者が「時効」という言葉を聞いてまず思いつくのは「犯罪に関する時効」（公訴時効）です。新聞報道などでは「時効が成立した」のような表現を時々見かけます。これは刑事訴訟法上の時効です。

「時効」という言葉は、民法の中にも出てきます。「消滅時効」です。この言葉を見つけたとき、また筆者の好奇心がそそられました。「え、時効って消滅するものなの？」という疑問が生まれてきました。この疑問から筆者の主体的調べ学習（アクティブラーニング）が始まりました。調べ学習によって「消滅時効」とは時効が消滅することではないということを知りました。むしろ「消滅時効」は「時効が成立する」に近い意味らしいのです。筆者はこのギャップに「面白さ」を感じました。民法の参考書では次のように説明されていました。

「消滅時効によって債権者の債権は消滅するのであり、取得時効によって無権利者が所有権を取得する（内田 2008,p.313）」。

「取得時効」という新しい概念も出てきて、何となくモヤモヤ感も残ります。民法の専門家はこのモヤモヤ感をどんな説明で取り除いてくれるのでしょうか。看図アプローチを活用して「消滅時効」に関する民法専門家のわかりやすい説明を引き出してみたいと思いました。

くらしと民法

筆者（鹿内）は本稿執筆にあたって民法に関する数冊の参考書を読んでいます。それらを読むと民法は私たちの「くらし」に関係する身近な法律であることがわかります。例えば次のようなことが参考書の中に書かれています。

『『ある女性と結婚の約束をしましたが、今からやめることはできないでしょうか』。民法は、こうした日常の法律問題を解決するための道具であると言えます。（大村 2007,p.10）」

これはとてもわかりやすい解説です。しかし筆者（鹿内）はストンと納得できませんでした。ある女性と結婚の約束までした人が、突然やめると言い出すということが「日常の問題」だとはとても思えないのです。民法は、ちゃんとした「日常の問題」解決に役立つのでしょうか。例えば本稿の共著者は4人とも教育の現場で「日常」を過ごしています。教育の「日常」で起こることにも民法はしっかり対応できるのでしょうか。そのことも確かめてみたいと思いました。

以上をまとめると次のようになります。

1. 専門家は民法に関するどんな原則を思い出せるのか調べたい。

2. ①初学者は「公共の福祉の原則」をどのように解釈するのか。
②初学者の解釈に民法の専門家はどのような反応を示すのか。
…①②について調べてみたい。

3. 「消滅時効」に関するわかりやすい説明を民法の専門家から引き出してみたい。

4. 教育の「日常」で起こることにも、民法はしっかり対応できるのか確かめてみたい。

以上4つの「好奇心」を満たすための「看図アプローチ実践」をしました。また、実践結果を「看図アプローチを活用した法学教育の授業開発」につなげるための考察もしました。授

業開発につなげる実践なので、本稿では「予備実践」とよんでおきます。

II. 看図アプローチを活用した授業開発のための予備実践

II-1 予備実践 1

1. 専門家は民法に関するどんな原則を思い出せるのか調べたい。

この「好奇心」を満たすための調査を行いました。また、ただ好奇心を満たすだけでなく、調査結果を、看図アプローチによる授業づくりにつなげていきたいと思いました。法学教育に看図アプローチを活用した事例はこれまでなされていません。看図アプローチを法学教育にどのように活用できるか、そのヒントを得るために次のような手続きをとりました。

手続き 1

予備実践 1 のインフォーマントは本稿共著者にもなっている民法の専門家大山和寿です。インフォーマントに対し、看図アプローチで用いる絵図（図 1）を呈示します。図 1 には、全国看図アプローチ研究会が開発したキャラクター「きゅうちゃん」が 8 セット描かれています。それぞれの「きゅうちゃん」を手掛かりにして、民法が定める基本原則を想起してもらいます。さらに、それぞれの「きゅうちゃん」絵図を読み解いてもらい、読み解いた結果と民法に定められている「〇〇の原則」と関連づけてもらいます。具体的には次のように行いました。なお、本稿で紹介する予備実践は、すべてメールによって行いました。

課題 1

「民法きゅうちゃんシート①を手掛かりにして民法の定める基本原則を説明してください。解答は次のようにしてください。

.....
(1 番を例にした場合)

- ▶ 1(←選択したきゅうちゃんの番号)
- ▶ ○○○○ (原則の名称)
- ▶ 理由等の説明 (なぜ 1 のきゅうちゃんと「〇〇原則」が対応すると考えるのか、等)

.....
少なくとも 4 つくらいは解答してください。「できない」と言わないでください。こじつけで構いませんから解答をまとめてください。400 字程度で書いてください。

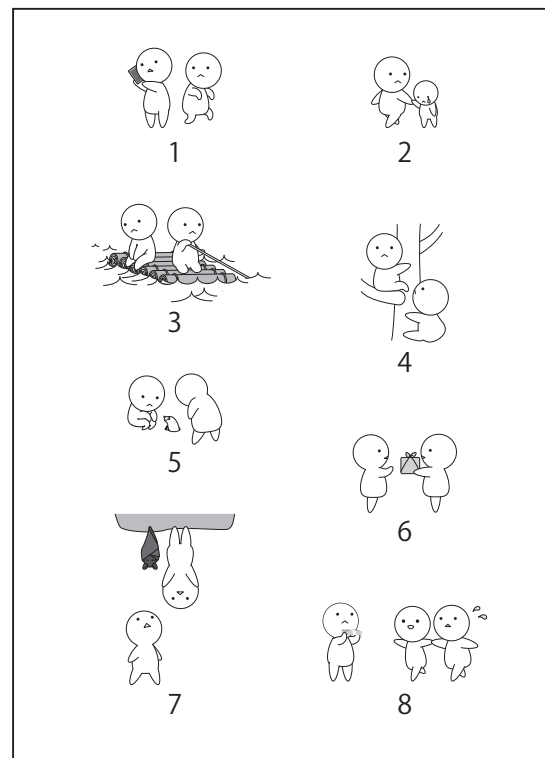


図 1 民法きゅうちゃんシート①

この教示によってインフォーマントは、まず「民法きゅうちゃんシート①」に描かれている 8 セットの「きゅうちゃん」のどれか 1 つに注目します。そして、その「きゅうちゃん」にはどんな「もの」や、どんな「こと」が描かれているかを読み解きます。このようにして読み解いた内容を手掛かりにし、民法の「〇〇原則」を想起します。そして、ビジュアルテキスト（選択したきゅうちゃん）の読み解き内容と民法の「〇〇原則」とを関連づけて「〇〇原則」の説明文を書き上げていきます。このような手続きを本稿の読者に伝えやすくする

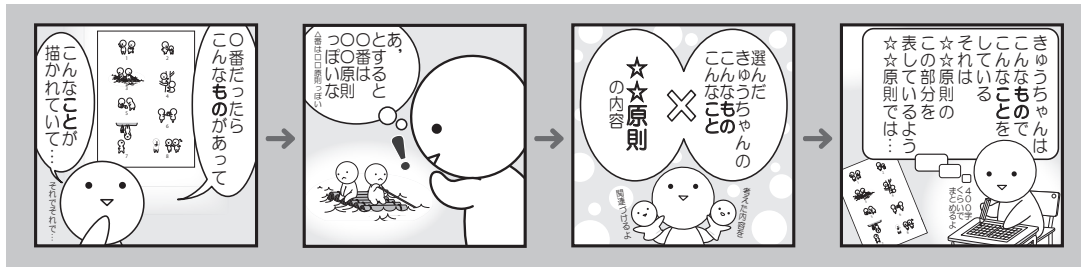


図2 インフォーマントの活動イメージ図

ため、インフォーマントの活動をイラストにまとめてみました（図2）。イラスト（図2）にまとめたような手続きによって、インフォーマントは、以下の解答をまとめてくれました。

インフォーマント（大山）による課題1 解答



▶ 6 番

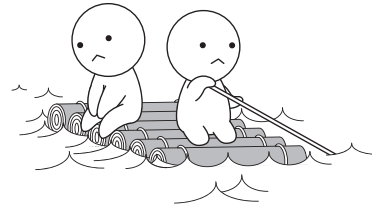
▶ 「契約自由の原則」

▶ 右側のきゅうちゃんが、左側のきゅうちゃんに物を渡そうとしており、左側のきゅうちゃんも受け取ろうとしているので、この2人の間には合意（契約）があると考えることができます。そして、この2人の中にこの物を贈与する契約があると考えこともできますし、また、この物を既に売っていて（売買契約が成立している）、この売買契約に基づいてこの物を引き渡す義務（債務）を果たそうとしているようにもみることができます。このように、物を売り買いするという内容の契約を結ぶことも、また、物をあげる（贈与する）契約を結ぶことも、この2人は自由に決めることができる点で、契約自由の原則のうち、内容形成の自由（どのような内容の契約を結ぶかは当事者が自由に決めることができる）と呼ばれているものを思い起こしました。

また、契約自由の原則には、契約を結ぶ相手を選ぶ自由（相手方選択の自由）もありますが、右側のきゅうちゃんは自分の物をあげる際に（贈与する際に）誰にあげるかを自由

に選ぶこともできる（贈与契約を結ぶ相手を自由に選ぶことができる）というところからは、相手方選択の自由も想起できます。

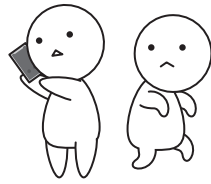
なお、上記については、もっと根本にある私的自治の原則という大原則を想起することもできます。



▶ 3 番

▶ 「信義誠実の原則」

▶ 右側のきゅうちゃんが、左側のきゅうちゃんを筏で目的地まで運ぶように見えました。そうすると、この2人の中に右側のきゅうちゃんが左側のきゅうちゃんを目的地まで運ぶ契約があるとみることができ、右側のきゅうちゃんが左側のきゅうちゃんを目的地まで運ぶ義務（債務）を負っているとみることができま。そして、右側のきゅうちゃんがこの義務を果たす際には、ただ運ばばよいのではなく、契約を結んだ相手方である左側のきゅうちゃんが怪我をしてしまうような乱暴な方法で筏を操ってはならないのです（左側のきゅうちゃんを安全に運ばないといけません）。このように、契約の各当事者は、契約を結んだ相手方の生命・身体・財産に配慮する義務を負うとされますが、その根拠として、信義誠実の原則（権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない〔民法1条2項〕）が伝統的には説かれてきました。



▶ 1 番

▶ 「所有権絶対性の原則」

▶ 左側のきゅうちゃんが自分のスマホを自由に使っていて、右側のきゅうちゃんはそのスマホを使いたいけれども、左側のきゅうちゃんが使わせてあげないように見えました。少しこじつけですが、左側のきゅうちゃんは自分の所有物であるスマホを自由に使うことができるので、自分のスマホを右側のきゅうちゃんに使わせないこともできるのです。そのため、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」〔民法 206 条〕を思い起こしました。そして、この規定は所有権の自由を宣言した重要な規定であることも思い起こしました。

* 中世ヨーロッパでは農民が自分の土地を自由に使うことができませんでした。農民の土地（農民も土地に権利を持っている）であると同時に領主もその土地に権利を持っていて、例えば、農民が作付けできる作物などについても拘束がありました。そして、このような土地についての封建的な拘束が、身分制度と結びついていました。そのため、身分制度を廃止したフランス革命の結果として、このような封建的な拘束もなくなりました。このような封建的な拘束を免れた所有権のことを、自由な所有権と呼びます（自由はドイツ語の frei [=英語の free] ですが、拘束を免れたという意味です）。



▶ 2 番

▶ 「権利能力平等の原則」

▶ この 2 人は、大人と子供のように見えました。そこから、権利能力平等の原則を想起しました。権利能力の平等とは、大人であろうと、子供であろうと、権利をもったり、義務を負ったりする資格（権利能力）が認められる点では、差別がありません。逆に言うならば、すべての人は、年齢などにかかわらず、権利の主体（持ち主）として認められるのです。

* すべての人が権利の主体となるのであって、権利の客体となるわけではないことを意味するので、奴隷制（奴隷は人間であるけれども、家畜のように所有権の対象となる）を認めないということでもあります。

* これは、原則の方から絵を見ていったので、かなりこじつけです。

インフォーマント（大山）は上述した手続きによって、各「きゅうちゃん」と「〇〇の原理」とを関連づけた説明を導き出すことができていました。すべてのきゅうちゃんを活用したわけではありませんが、その説明内容からは、「この手続きは授業づくりに使えそう」という大きな手応えが得られました。さらに、読み解きには 2 通りの方法があることがわかりました。ひとつは「原則名を想起してから『きゅうちゃん』をあてはめて読み解く」方法。もうひとつは「『きゅうちゃん』を読み解いてから原則に関連づける」方法です。

インフォーマント（大山）の解答から、筆者（鹿内）は、これからつくっていく授業のイメージをつかむことができました。研究チーム全体として授業化研究をすすめていけるかどうか、その感触を得るために、大山の解答（説明文）を本稿共著者の石田と山下に読んでもらいました。そして感

想を書いてもらいました。2 人の感想を以下に紹介します。(特徴的な部分を赤字にしておきます。)

石田の感想

大山先生の読み解きを読んで、まず思ったのは「これすごい!」「すごいおもしろい!」「法律(民法)にすごく興味がわく!」でした。シンプルなきゅうちゃんのデザインと、おかたいイメージの法律とのギャップにおもしろさを感じました。「法律」というとかまえてしまいますが、きゅうちゃんや絵図がクッションになってくれて、「わかりそう」と思えるのが入口としていいのだと思いました。

ただ条文などを読んで頭に叩き込む、という授業だったらよほどその道を志す人でないとしんどいと思います。でも、法律に関する文章を覚えられる・覚えられないを別にして、内容がスッスッと頭に入ってきました。「法律、なんだかとってもおもしろい!」と思ったのです。

教材(きゅうちゃん)デザインをした立場からすると「こんなふうに読み解いてもらえるんだ!」という感動も大きかったです。そして、もっと色んな、もっとたくさんの法律(民法)の話を聞きたい・知りたいと思いました。(論文にまとめるのもいいですが、YouTubeで「きゅうちゃんと大山先生と学ぶ民法教室」みたいな動画をつくったらおもしろそうと思いました。やる場合は動画編集は任せてください。)

余談ですが、「いかだのきゅうちゃん(きゅうちゃんシート①の3番)」の読み解きが個人的にツボに入りました。オールのきゅうちゃんは、もうひとりのきゅうちゃんを「安全に」目的地に送り届けなければならない。この念押しというか、このきゅうちゃんをつくったときにはそこまで考えてはいなかったもので、作者として意外性を感じました。「そ

ういう事情があったのか」と納得できてしまったのです。と同時に再発見できた感じですね。頭の中で今までなかったイメージが再構成されてきて、この状況の前後を考え始めました。そして、「このきゅうちゃんと条文読み解きを組み合わせて看図作文もできちゃうな」と思いました。看図アプローチはどんな領域・分野でも応用できると思っていたのですが、私たちが考えている以上にさらなる可能性を秘めているのかもしれません。法律分野での発展が楽しみです。

石田ははじめ「えっ、法律!? 絶対無理!!」と言っていました。それなのに、この感想の中には「すごい」「おもしろい」「もっと知りたい」「楽しみ」といったポジティブな言葉がたくさん書かれています。学ぶ意欲・取り組む意欲がたくさん表現されています。看図アプローチを活用すれば、「法律の勉強なんて絶対無理!!」という人でも楽しみながら学んでいくことができるのかもしれません。

石田はさらに、次のような指摘もしています。『このきゅうちゃんと条文読み解きを組み合わせて看図作文もできちゃうな』と思いました。」これは、「法学ライティング(木山 2015)」という、法学教育に取り入れられている比較的新しい試みに、看図アプローチを活用していく可能性にもつながる指摘です。看図アプローチは、法学教育に吹く風になれるかもしれません。

次に山下の感想を見ていきましょう。

山下の感想

法律にまったく疎い山下ですが、大山先生の「きゅうちゃん解釈文」を読み「なるほど〜!」と、知識を得た気分になりました。また、大山先生の「きゅうちゃん解釈文」を読み、民法を詳しく知りたいと思ったので、ネットで検索してみました。

民法第 521 条＝ 契約の締結及び内容の自由

1. 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。
2. 契約の当事者は、法令の範囲内において、契約の内容を自由に決定することができる。

上記の条文を読んでも、山下は「???」です。大山先生のきゅうちゃん解釈文のほうが、よっぽど分かりやすいです。さらに、平成 29 年民法（債権関係）改正により、新設された規定です。

契約の基本原則の一つとして認められている「契約自由の原則」について、それまで民法では明文の規定が設けられていませんでした。基本原則は、できる限り条文に明記されることが望ましいと考えられたことから、改正民法では、新たに規定が設けられました。契約自由の原則には、

- (1) 契約を締結し又は締結しない自由（契約締結の自由）、
 - (2) 契約の相手方を選択する自由（相手方選択の自由）、
 - (3) 契約の内容を決定する自由（内容決定の自由）、
 - (4) 契約締結の方式の自由（方式の自由）、
- が含まれると考えられています。

本条では、上記 (1), (2), (3) の原則を明文化しています。

と、ネット上で書かれていましたが、山下は条文を読んでも (1), (2), (3) の原則が明文化されてるとは全然思いませんでした（初学者なんてこんなもんだと思います）。「読んでも分からない」民法は、看図アプローチに「向いている分野」だと思います。

ということで、**山下の感想・意見ですが、面白いし、もっと知りたくなるし、「へ～、なるほど～！」**がいっぱいだったので、授業に、特に初学者への授業に「民法きゅうちゃん」は使えると思います。

山下も法律に対して「そんなの覚えられない」とネガティブな印象をもっていました。そんな山下も「楽しくなった」「なるほどと納得した」「面白い」「民法をもっと知りたくなった」と言い、学びに向かう意欲が引き出されています。また実際に民法の「〇〇の原則」について主体的に調べ学習まで行っています。

大山の解答、石田・山下の感想を見て、筆者（鹿内）は「この 4 人のチームで看図アプローチを活用した法学教育の授業開発をすすめていけば、間違いなく良い授業モデルを提案できる！」と確信しました。

II-2 予備実践 2

2. ①初学者は「公共の福祉の原則」をどのように解釈するのか。
 - ②初学者の解釈に民法の専門家はどのような反応を示すのか。
- …①②について調べてみたい。

この「好奇心」を満たすための調査を行いました。また、ただ好奇心を満たすだけでありません。予備実践 1 と同様に、調査結果を看図アプローチによる授業づくりにつなげていく可能性についても考えてみました。

手続き 2

前掲の「きゅうちゃんシート①」にある 7 番のきゅうちゃん（図 3）をインフォーマントに呈示します。

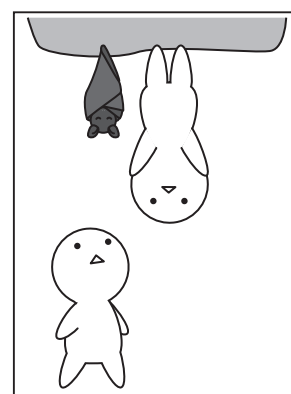


図 3

今回のインフォーマントは共著者の山下です。山下には図 3 を見ながら課題 2 を行ってもらいました。

課題 2

図 3 のきゅうちゃんを「公共の福祉の原則」として読み解いてください。この原則はネットでも調べられます。それを参照して解答してください。

インフォーマント（山下）による課題 2 解答

「お題」についてですが、「公共の福祉」インターネットで調べました。法律に詳しい HP はよく分からなかったのですが、どこぞのホームページで解説してあるものをいくつか参照しました。

「自分の権利の行使を優先するがあまり、社会的に反することまでを許してしまうと社会は無秩序な状態となり、かえって個々の権利を侵害する恐れがあります。」「『公共の福祉』とは、『個人の人権を尊重しつつ、それぞれが社会の秩序や平穏を守り、バランスの取れた社会を維持するための基本的人権の制限』と言うことができるのです。」

とありました。

⑦のきゅうちゃんは、重力さえ無視した自由な感じです。コウモリの隣で過ごしてみたかったんだと思います。人間（かどうかはわかりませんが）が天井を歩くとか、天井にぶら下がるとか、こんな高等な技ができてしまったら、道はいらないので（自由にいろんなところを歩けるから）、「無秩序」になると思いました。それに「常識」からは逸脱していますので、「社会の常識」に反しています。下のきゅうちゃんも「え……そんなことできるの？ずるくない？」みたいな顔をしています。

それよりも、このコウモリの隣のきゅうちゃんが山下だったら、スカートがめくれてしまって、山下が猥褻物陳列罪の罪に問われるので

はないかと思います。犯罪です。秩序も平和も乱します。乱しまくりです。みんなの人権を侵害すること間違いなしです。

よって、この⑦きゅうちゃん絵図は「公共の福祉」をあらわしています。という解釈です。

山下のこの解答には「読んだこともない民法の解釈を遊んでしまおう」という社会情動的スキルがあふれています。筆者（鹿内）はこの解釈を面白いと思いました。民法の専門家である大山は山下のこの解釈をどう受け止めたのでしょうか。

山下解答への大山反応

山下先生がご覧になったのは、憲法の話のようですね（とはいっても、民法 1 条 1 項で「私権は、公共の福祉に適合しなければならない」と規定されていますが、看図を別にしても、私も詳しい本を調べないとどのような場合に適用されたことがあるか分かりません〔実は、評判も悪い条文のはずです〕）。

ちなみに、スカートがめくられただけならば、通常は、わいせつ物陳列罪になりません。でも、山下先生の読み解きは、面白かったです。

筆者（鹿内）の教材研究においても指摘しましたが、民法の専門家も「公共の福祉の原則」についてよく理解できていないようです。このすきをつけて、法律についてはまったくの素人の山下が、民法の専門家である大山に反撃してきます。山下の反論を見てみましょう。

大山コメントに対する山下の反論

昨日、大山先生より、山下のスカートがめくれても「わいせつ物陳列罪にはあたらない」とありがたいお言葉をいただきました。感謝です。が、しかし、山下は「非常識人かつ自由人」です。そう、スカートの下には何も履いていないと想定していました。

インターネットで以下の文章を見つけました。

法律の世界における「わいせつ」の定義は、昭和 26 年に最高裁で下された「いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」（最高裁判例 昭和 26 年 5 月 10 日）という判断が引き合いに出されます。

やはり、あの読み解きのきゅうちゃんが山下だったら、捕まっていますね。でも、さらにインターネットで以下の文章をみつけました。

芸術表現と、「善良な性的道義観念に反するわいせつ物」を切り分けることは難しいものです。一般的に裸や性器の露出はわいせつに該当するケースが多いのですが、それが芸術性を帯びていればわいせつではないと解釈されることもありえます。

もしかすると、大山先生は山下に芸術性を感じていただけたのかもしれませんがね。そうだとすると、大山先生のおっしゃる通り、山下は捕まりません。

というわけで、どちらの読みも可能なわけですが、山下は「わいせつ」の定義が確認できましたので、芸術性がとても高く美しい山下でも、現実世界ではどちらの読みも可能なわけですから、「わいせつ物」を陳列しません。捕まりたくはないので。

法律、面白いです。しかも自然と学べました。「看図アプローチ」がよくなじみますね。これは今後に期待です (^▽^)/

「公共の福祉の原則」は民法第 1 条 1 項に明記されています。民法のトップに書かれているのです。それなのに、専門家にさえよく理解されていない^{注1}。これはとても不思議なことです。その不思議をいかして教材づくりができるのではないか、ということが課題 2 をつくった発端でした。

山下の解答に対する大山のコメントから、「公共の福祉の原則」については「専門家の間でも定説はない」ということが確かめられました。定説がないからこそ、素人も堂々と自説を展開できま

す。そのことも確かめることができました。課題 2 は「法律的なものの考え方」の育成のための教材として活用できそうです。今後、活用方法の精緻化を図っていきたいと思います。ただ、「公共の福祉の原則」については定説がないだけに、学習者があまりにものびのびと考えてしまうのではないかという懸念が残りました。

II-3 予備実践 3

3. 「消滅時効」に関するわかりやすい説明を民法の専門家から引き出してみたい。

この「好奇心」を満たすための調査を行いました。また、ただ好奇心を満たすだけでなく、調査結果を看図アプローチによる授業づくりにつなげていくことも予備実践 1・2 と同じです。

手続き 3

看図アプローチで用いる絵図（図 4）のリストをインフォーマントに呈示します。

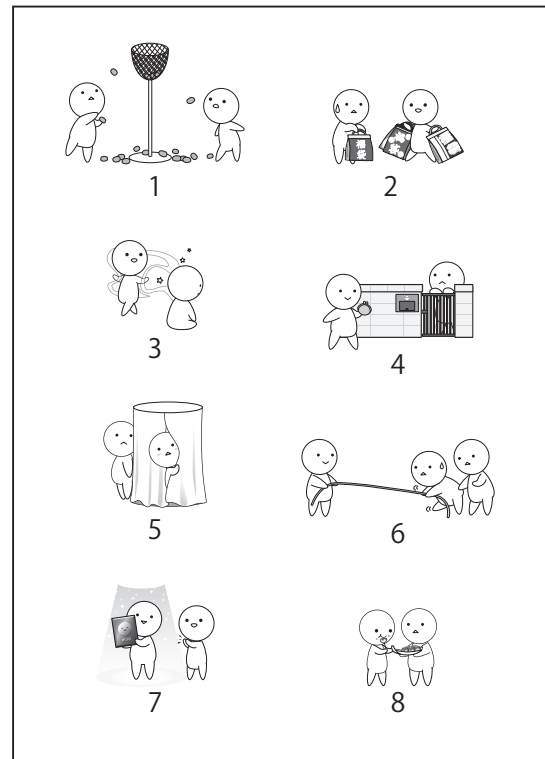


図 4 民法きゅうちゃんシート②

そして「消滅時効」という概念を説明するのに

ふさわしい「きゅうちゃん」を選んでもらいます。さらに、選んだ「きゅうちゃん」を読み解き、読み解いた内容と「消滅時効」の意味内容を関連づけて説明を書いてもらいます。具体的には次のように行いました。

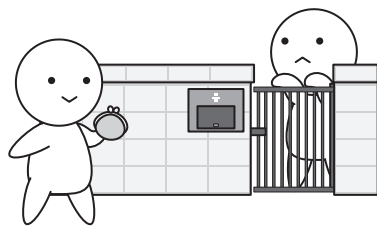
今回のインフォーマントは共著者の大山です。前述しましたが民法の専門家です。大山には図 4 を見ながら課題 3 を行ってもらいました。

課題 3

「民法きゅうちゃんシート②」を参照してください。

「消滅時効」という概念を説明するのに最もふさわしい「きゅうちゃん」はどれですか。またそれを選ぶ理由を説明してください。(きゅうちゃんは複数選んでつなげてかまいません)

インフォーマント（大山）による課題 3 解答

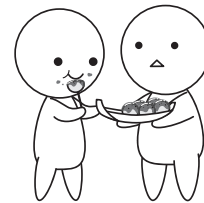


4 番

消滅時効の趣旨の説明だとすると、4 番が 1 番良いかと思いました。4 番ですと、左側のきゅうちゃんがなんらかの代金（最初に思ったのは家賃ですが）を右側のきゅうちゃんのところに払いに行っているように見えました。左側のきゅうちゃんが代金をきちんと払ったにも拘わらず、長い時間が経ってから、左側のきゅうちゃんはその代金を支払うよう請求された場合であって、領収書等の証拠がなくなっていたときに、きちんと代金を払っていた左側のきゅうちゃんを救うことができることを説明できるように思ったからです。

なお、不法行為（損害賠償）については一般の場合より短い消滅時効が規定されていま

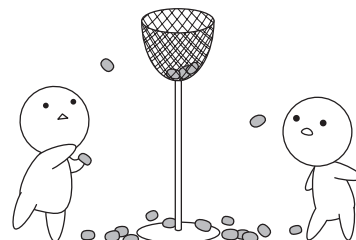
す（民法 724 条）が、この説明としては 8 番もあり得るかと思いました。



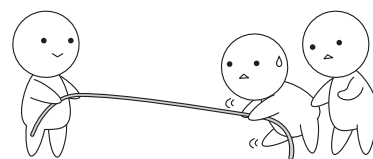
8 番

8 番では、左側のきゅうちゃんが右側のきゅうちゃんの物である食べ物（たこ焼き？）を勝手に食べてしまったように見えました。その損害賠償（ほんのわずかでリアリティがないという問題はあるかもしれませんが...）の話だとすると、証拠の保全等の点から、一般の場合よりも消滅時効の期間が短いことを納得してもらえそうです。

率直に言うと、この課題は難しかったです。最初から 4 番が良いと思ったのですが、これ以外は最初は法的な場面が思い浮かばなかったからです。



1 番



6 番

課題から外れた余計なことを申せば、スポーツなどでルールに従っている場合には損害賠償が認められないことが多いのですが、その理由の 1 つとして被害者が承諾していることがあげられます。その説明としては、1 番（玉入れをしていて、右側のきゅうちゃんに玉があたりそうです）、6 番（綱引きをしていて、右から二人目のきゅうちゃんが引きずられて

いるようです) が使えるかもしれないと思いました。

この解答の中で大山は「率直に言うと、この課題は難しかったです。」と述べています。しかし 4 番と 8 番の「きゅうちゃん」を使って「消滅時効」概念をわかりやすく説明できています。大山はまた次のように述べています。「最初から 4 番が良いと思ったのですが、これ以外は最初は法的な場面が思い浮かばなかったからです。」ということは、「民法きゅうちゃんシート②」中の各「きゅうちゃん」から法的な場面を思い浮かべることができたら活用できるということです。このことを手掛かりにして「民法きゅうちゃんシート②」の活用可能性を高めていきたいと思います。具体的には 2 つの対応策が考えられます。1 つ目は「民法きゅうちゃんシート②」に描かれている各「きゅうちゃん」から法的場面を思い浮かべるためのサポート法を考えることです。2 つ目は法的場面を考えやすい「きゅうちゃん」だけを選びシートにまとめなおすことです。この対応策は「消滅時効」以外の概念の学習にも活用できそうです。

II-4 予備実践 4

4. 教育の「日常」で起こることにも、民法はしっかり対応できるのか確かめてみたい。

この「好奇心」を満たすための調査を行いました。また、ただ好奇心を満たすだけでなく、看图アプローチによる授業づくりにつなげていくことも予備実践 1・2・3 と同じです。

手続き 4

教育の「日常」で起こる問題場面を描いた絵図(図 5) を新たに制作しました。制作者は本稿共著者の石田ゆきです。これをインフォーマントに呈示し、次の課題に取り組んでももらいました。



図 5 教育の「日常」で起こる問題場面の絵図

今回のインフォーマントも共著者の大山です。大山には図 5 を見ながら課題 4 を行ってもらいました。

課題 4

絵図(図 5) を参照してください。

この絵図に描かれている場面は、民法に記載されている文言のどの部分に相当しますか。相当すると思われる文言・条文等を抜き出し、なぜそう思うのか、その理由をまとめてください。

絵図中の子ども(もの)をオトナに読み替えてもかまいません。

描かれている「もの」を何かの象徴として読み替えてもかまいません。

それらの「もの」を総合して、民法上の「どんなこと」に相当するのか考えてください。

インフォーマント(大山)による課題 4 解答

1. 物権的請求権
2. 不法行為に基づく損害賠償請求権(女の子から男の子の親に対して)(民法 709 条, 712 条, 714 条)

3. 幼稚園が負う安全配慮義務を理由とした損害賠償請求権（女の子から幼稚園に対して）（民法 415 条，安全配慮義務を幼稚園が負う根拠としては信義則〔民法 1 条 2 項〕）

▶ 1. について

民法の起草者は当然のことであるとして規定を設けませんでした。所有者は所有権に基づいて所有物の返還を求めることができます。この絵では右側の男の子が、左側の女の子の帽子を奪い取っているようです。女の子は自分の所有物である帽子の返還を請求できます。（所有権をはじめとする物権という権利については、侵害された場合にはその侵害を除去することができるということで、まとめて物権的請求権といいます）

なお、この前提としては、所有権をはじめとする物権と呼ばれる権利は、誰に対しても主張できる（物権の絶対性）ので、所有権を根拠とした請求を男の子に対してもすることができます。（物権の絶対性も当然の前提とされているのですが、民法第 2 編〔物権〕で一番基本的かつ大事な内容です）。

▶ 2. について

女の子の額にたんこぶができています。男の子が女の子を殴っているようです。そうすると、損害賠償請求権も、問題になり得ます。（もっとも、民法 709 条の問題になるのですが、女の子に損害がないとして損害賠償請求権が否定される可能性もありますし、また、男の子の行為が違法でないと損害賠償の話にはならないので、子ども同士のけんかであることからすると、違法性があるのかも疑問ですが）仮に損害賠償の話になっても、幼稚園児のような小さい子供に損害賠償義務を負わせるのは酷なので、男の子は損害賠償義務を負いません（民法 712 条）。男の子の代わりに、男の子の親がきちんと男の子のしつけなど監督をしていなかったならば、損害賠償責任を負います（民法 714 条。親の免責はまず認められません）。

▶ 3. について

絵では幼稚園の先生らしき人物がいます。幼稚園は女の子に対して生命・身体の安全が害されないように配慮する義務（安全配慮義務）を負うと解されていますが、幼稚園の先生が適切に対応していなかったために、女の子が怪我をしたというのであるならば、幼稚園が損害賠償責任を負う可能性があります。

大山の解答では、図 5 から 3 つの事態を読み取っています。その 3 つの事態に対する民法上の対応も書けています。したがって、民法は教育の「日常」場面で起こる事態にも対応できるものと思われれます。図 5 では保育場面の出来事が描かれています。本稿共著者山下は、現在保育者養成に関わっています。将来保育者になる学生さんたちに民法を学んでもらうために、今回開発した教材を活用できそうです。

Ⅲ．まとめと今後の課題

看図アプローチを活用した「法学の授業づくり研究チーム」を発足させました。研究チームは、法学、特に民法の専門家 1 名と、法学の素人 3 名で構成されています。研究チームの 4 名は、これから各々の専門に相応しい役割を果たしていきます。本稿ではまず、教育心理学・教育学を専門とする鹿内がまとめ役となり、今後の授業づくりにつながる教材研究を行いました。

よい授業をつくるために、最も大切なことは、授業者が教材を面白いと思えることです。少なくとも、筆者（鹿内）はそうに考えています。ところが、法律の文章は読み物としての面白さを備えていません。このため、法学素人の共同研究者である石田と山下は法学の面白さを感じ取れていませんでした。そこで鹿内は、民法の面白さを 4 点発掘し、それらを教材化する作業を行いました。発掘した面白さをいかした看図アプローチ課題を 4 つ作り、予備実践をしてみました。これらの予備実践に参加したり、他の人の取り組みをモニターしたりすることによって、石田と山下に

も民法の面白さを感じてもらえるようになりました。また、4つの予備実践を通して「今回構成した看図アプローチ課題は授業づくりに活用できそうだ」という感触ももてました。

今回の予備実践は、共同研究者になっている大山と山下をインフォーマントとして行いました。次の研究課題は、私たち以外の人たちを学習者にして、実際に授業を実施してみることです。その実践を通して授業モデルを洗練していくことです。

どのような特質をもった人たちが学習者になるかによって授業モデルを少しずつ変えていく必要もあります。たとえば、大学初年次の学生・学部専門ゼミの学生・大学院生等々、多様な学習者集団が考えられます。法学部以外にも教育学部や保育者養成機関などでの実施も考えられます。本稿で開発した「看図アプローチ課題」を活用した授業をいくつかの学習者集団に実践していきたいと思います。

引用・参考文献

- 木山泰嗣 2012 『弁護士が教えるわかりやすい「民法」の授業』 光文社
- 木山泰嗣 2015 『法学ライティング』 弘文堂
- 大村敦志 2007 『民法0・1・2・3条＜私＞が生きるルール』 みすず書房
- 鹿内信善編著 2014 『見ることを楽しみ書くことを喜ぶ 協同学習の新しいかたち・看図作文レパトリー』 ナカニシヤ出版
- 鹿内信善 2015 『改訂増補 協同学習ツールのつくり方いかし方—看図アプローチで育てる学びの力—』 ナカニシヤ出版
- 内田貴 2008 『民法I [第4版] 総則・物権総論』 東京大学出版会
- 米倉明 1984 『民法講義 総則(1) 私権, 自然人, 物』 有斐閣
- 吉田克己 2018 「公共の福祉」 山野目章夫編『新注釈民法(1) -- 総則(1) 1条～89条 通則・人・法人・物』 有斐閣 pp.107-130

注1 大山が補足すると、これまでの民法学説でも、「公共の福祉」についての定義が漠然としていて、「公共の福祉」とは何かと問われると答えるのが容易でない、といわれていました(米倉 1984,p.5)。

もっとも、学説上「優勢だったのは、その〔引用者注：民法1条1項, すなわち、公共の福祉の原則の〕意義を認めることに消極的ないし否定的な学説であった」(吉田 2018,p.116) のです。「このような消極説さらには否定説が多く提示された背景には、公共の福祉の理念が、とりわけ権利濫用法理適用の領域で、現実にやや『安易な私権制限』をもたらしていた事情があった」(吉田 2018,p.118)。そして、多くの裁判例では、「公共の福祉の内容は、ここでは政治的利益ないし経済的利益であり、それらが個人の権利に優先する」(吉田 2018,p.129) とされていたのです。

ただし、近時では学説上も「公共の福祉」の内容を再定義する動向もあらわれており(吉田 2018,pp.118-119 の紹介を参照)、裁判例においても、「いまだ萌芽的な動向にとどまるとはいえ、市民全体の生活利益を確保するために土地所有権の行使を制約するという方向での公共の福祉あるいは公共性も見いだされる」(吉田 2018,p.129) との指摘もあります。

本文に書かれている教材化をするのにあたっては、「公共の福祉」のマイナスの側面をも学習者に考えさせるものにする必要がある、と大山は考えます。仮にこのようなものになるならば、法的なものの考え方を養う良い教材になりうると思います。

(この注1の文責は大山和寿が負うものです。)

2021年4月9日受付

2021年4月10日受理